

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長  
(公 印 省 略)

新型コロナワクチン接種の促進に向けた職場環境の整備について (依頼)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンについては、現在65歳以上の方への接種が進み、各市町村において64歳以下の方への接種も順次開始されているところです。

一般接種については、働いている方も多ことから、接種を希望する労働者が安心して受けられるよう、ワクチン接種をしやすい職場環境の整備が重要です。

つきましては、職場における感染拡大防止の観点からも、ワクチン接種時や接種後に体調を崩した場合に活用できる特別休暇の新設や、既存の休暇制度の見直し、ワクチン接種に要した時間も出勤したものと認めることなど、各事業者の実情に応じ、接種をしやすい職場環境の整備について御検討いただくよう、会員の皆様に本趣旨をお伝えいただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願いいたします。

**【参考】**

●就業規則の見直し等に関する相談

休暇制度の新設等に伴う就業規則の見直しなどについて、社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。

①働き方改革アドバイザー派遣事業

千葉県「働き方改革」推進事業事務局（株式会社パソナ内）

TEL：043-238-9865

※県内の中小企業、事業者を対象に、1社5回まで専門家を派遣します。

オンライン相談も可能です。

②千葉働き方改革推進支援センター（千葉労働局委託事業）

TEL：0120-174-864

※電話のほか、メール・Zoom・来所による相談、事業所訪問も可能です。

●厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」に関するQ&Aがあります。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：043-223-2767